

首都圏中央連絡自動車道 つくばスマートIC工事

番号	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書P.32 24-18 率計上工事に関する事項	率計上工事について「率計上工事に関する事項の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより～」と記載されていますが、率計上の対象額には割掛工事費も含むとの理解でよろしいでしょうか。	率計上の対象額には割掛工事費も含むものとお考え下さい。
2	特記仕様書P.33 24-18-5 契約変更について	新単価算出にあたっては「率計上工事に関する事項の単価表の項目の契約金額を上限とせずに契約変更を行うものとする。」と記載されていますが、契約金額の上限とは「単価表の番号(1～60)の合計金額に15%を乗じた金額」との理解でよろしいでしょうか。	そのとおりお考え下さい。
3	特記仕様書P.33 24-18-7 支払	率計上の支払いについて「この契約単価には契約参考図書に基づき行う本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除くすべての費用を含むものとする。」と記載されていますが、率計上による項目(金額)は諸経費①の対象額に含まれると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりお考え下さい。
4	特記仕様書P.6 8-2 夜間作業	橋梁工事(プレテンションPC部材中空桁、吊足場設置・撤去)について、「夜間作業を行うことができるものとする。」と記載されていますが、それ以外の上部工に関する工種(コンクリート打設、支承設置、伸縮装置設置など)は、昼間作業と考えてよろしいでしょうか。	プレテンションプレテンションPC部材中空桁、吊足場設置・撤去以外の工種については、昼間施工とお考えください。
5	図面 島名第二橋(内回り)A2橋台配筋図(その5)	既設橋台接合部にアンカー筋を配置するよう記されておりますが、これに関する費用(削孔・定着)は、単価表 番号36 鉄筋Aで計上すればよろしいでしょうか。	特記仕様書24-9及び設計図に示すとおり、アンカー筋の削孔・定着に要する費用は鉄筋Aに含まれます。